

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第2回入札説明書等に関する質問と回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	17	第4	2.	(2)	り				価格審査	昨今の情勢により土木建築費用が上昇している状況にあります。したがって、予定価格は施設整備費、運営業務委託費のそれぞれ記載の価格(11,366百万円、10,701百万円、税抜)をそれぞれの上限とせずに、施設整備費と運営業務委託費の合計金額が予定価格22,067百万円(税抜)以下であれば良いものとしていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりです。施設整備費、運営業務委託費の入札書比較価格はそれぞれの上限です。
2	入札説明書添付資料-2	8/10	4.							計画売電電力量未達減額措置	第1回質問回答書No.253の確認として、当該年度がプラネットで完了した場合、この取得プラネットは次年度に持ち込まれ、プラネットの貯蓄が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。減額措置は、貯蓄された累積のプラネット数がマックスプラネット以下になった年度に適用し、清算が行われ、プラネットもゼロ(0プラネット化)されることよろしいでしょうか。また本減額措置は、「運転停止型減額措置」が適用される状態と運動するものと考えますが、この場合は重複適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、中段、後段それぞれについて、ご理解のとおりです。
3	入札説明書添付資料-3		1.							組立保険	被保険者が「建設請負事業者」となっていますが、建設事業者との理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご指摘のとおりです。
4	要求水準書 第編 設計建設業務編	2	第1章	第1節	2.	4)				敷地	事業実施区域のうち、運営・維持管理区域以外の区域は、工事期間中に限り利用可能であり、工事期間終了時には原状回復することとありますが、樹木の伐採が生じる場合においては、代替植栽を検討するなど、必ずしも原状回復の必要はないと考えて宜しいでしょうか。	運営・維持管理区域以外の区域における樹木の伐採及び現状復旧の内容については、市と協議を行い、市の承諾を得ることとします。
5	要求水準書 第編 設計建設業務編	5	第1章	第1節	5.	4)	(2)			用水	井水の使用は、無償支給と考えてよろしいでしょうか。	井水については新潟県の指導等により、本事業では井水を利用しないことを決定しました。そのため本施設における井水の利用に係る各種配管、設備等を設置しないことといたします。この事業条件の変更に伴う入札説明書等の変更については、第2回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧を参照してください。
6	要求水準書 第編 設計建設業務編	21	第1章	第4節	2.	5)	(1)			仮設施設の維持管理費	仮設施設の維持管理費は市が負担するとなっておりますが、実際の支払いは市との協議が整ったのち、建設工事請負契約に基づき行われるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、建設工事請負契約とは別に覚書等を締結し、それに基づき支払われることになるのでしょうか。確認させてください。	ここでいう維持管理費は上水、電気、電話料金等をさし、これらは市が契約し、その料金を市が負担します。仮設施設の維持管理費のうち市が負担する料金以外の一切の費用を事業者が負担します。また、上水、電気は第2クリーンセンター工場棟で受水電し、仮設管理棟へ供給するものとします。「要求水準書 第編 設計建設業務編」P.173第4章第1節1.4)も参照してください。
7	要求水準書 第編 設計建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(1)			負担金	特別高圧電線敷設工事負担金には、鉄塔建設費も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。施設整備費のうちの特別高圧電線敷設工事負担金枠は、東北電力株式会社が行う鉄塔建設費等の工事対価として支払うことを目的としているものであり、この目的以外に利用することは認めません。特別高圧電線敷設工事負担金の精算等が必要となった場合には、その権利・義務は市に帰属します。
8	要求水準書 第編 設計建設業務編	24	第1章	第4節	2.	5)	(15)			工事に伴う環境調査	工事中の環境調査について受注者が観測井戸を5箇所設置するとありますが、地下水位を連続測定する目的と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
9	要求水準書 第編 設計建設業務編	49	第2章	第2節	5 .	1)				ごみピット	ごみピットは水密コンクリートと記載がありますが、床版厚さ100cm以上、壁厚80cm以上の場合、マスコンクリートに分類されます。日本建築学会JASS5 P.577では、「水密コンクリートの対象となる地中梁、地下街外壁が、マスコンクリートとなる例も多い。そのような場合には、ひび割れの原因として温度ひび割れがもっとも懸念されるので、本節の規定にかかわらず、21節「マスコンクリート」の規定を優先して温度ひび割れの防止をすべきである」と記載があります。そのため、ごみピットの床版厚及び壁厚がマスコンクリートに分類された場合、本施設の確実な性能を確保するため、水密コンクリートをマスコンクリートと読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、水密コンクリート部は別途防水についての対策を行うものとします。
10	要求水準書 第編 設計建設業務編	66	第2章	第4節	7 .	3)				ボイラ水保缶剤注入装置	ボイラ水保缶剤は脱酸剤と同じ薬剤を使用するため、ボイラ水保缶剤注入装置は無しとさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
11	要求水準書 第編 設計建設業務編	73	第2章	第5節	1 .					減温塔	ボイラからの排ガスはエコマイザで可能な限り廃熱を回収し、発電量を最大化させます。この結果、エコマイザ出口の排ガス温度は165 程度と、ろ過式集じん器の運転に最適な排ガス温度です。要求水準書に減温塔の記載がありますが、減温塔の可否は建設事業者の提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。排水は場内循環利用による無放流を事業条件としていることから、排水の処理先の担保としても設置を義務づけています。
12	要求水準書 第編 設計建設業務編	84	第2章	第6節	3 .	5)	(2)			場外余熱利用設備	温水供給配管切替え工事時及び運営期間中の焼却施設全休炉時は、くるみ家族園側の予備ボイラにて熱源確保いただけるとの理解でよろしいでしょうか。同様に、運営期間中に焼却施設側不具合等で温水供給が中断する場合についても、くるみ家族園側にて熱源確保いただくことが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、原則として全休炉以外の期間は温水供給を行ってください。また、全休炉の期間はできる限り短くしてください。これらを遵守していただけない場合は、入札説明書添付資料-2「モニタリング及び対価の減額について」に基づく運転継続型減額措置の対象となる可能性があります。
13	要求水準書 第編 設計建設業務編	84	第2章	第6節	3 .	5)	(2)			場外余熱利用設備	くるみ家族園における予備ボイラ仕様書がありましたらご提示願います。	上越市第1クリーンセンターから上越リゾートセンターくるみ家族園に余熱供給を行う際に利用している熱交換器の仕様を参考にしてください。本施設からの余熱供給も同じ熱交換器を用いて行うため、予備ボイラに関する記述は削除します。第2回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧を確認してください。また、追加で添付する要求水準書添付資料-33「上越リゾートセンターくるみ家族園の熱交換器仕様」を参照してください。
14	要求水準書 第編 設計建設業務編	84	第2章	第6節	3 .	5)	(4)			場外余熱利用設備	谷内川北側の温水供給ルート(くるみ家族園敷地内)に、遊歩道(附属東屋有り)が整備されております。温水配管工事、水管橋工事に伴い、工事車両乗り入れ、部分的な撤去が発生しますが、原状復旧との理解で宜しいでしょうか。また工事期間中、遊歩道の立入禁止措置、通行止めは可能でしょうか。	くるみ家族園への温水配管敷設に伴い、実施した部分の撤去及び仮設等の現状復旧を行ってください。また、くるみ家族園内の遊歩道への立入禁止及び通行止め等の措置は、可能とします。
15	要求水準書 第編 設計建設業務編	84	第2章	第6節	3 .	5)	(6)			場外余熱利用設備	事業敷地北側の谷内川について河川改修が計画されているとのことですが、温水供給配管ルート付近の河川幅員の計画をご教示ください。	現段階では、谷内川の河川改修に係る計画幅員をお示しすることはできません。詳細については、新潟県との協議が必要です。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
16	要求水準書 第編 設計建設業務編	91	第2章	第8節	1.	5)	(1)			落じんコンベヤ	「本装置で「第3節 6.2)落じんホップシュート」で排出された落じんを主灰押出装置まで搬送すること。」との記載項目について、キレート剤を添加する機能を有した湿式コンベヤを提案する場合、落じんを主灰押出装置へ搬送するかわりに、主灰処理物搬送コンベヤへ搬送し、主灰処理物ピットへ送る計画としてもよろしいでしょうか。 なお、焼却主灰は要求水準書に記載のとおり、主灰押出装置にて冷却後、主灰処理物搬送コンベヤへ搬送する計画とします。	要求水準書のとおりとします。
17	要求水準書 第編 設計建設業務編	98	第2章	第9節	1.	6)				給水設備	水源井揚水設備配管更新工事に伴う上越市汚泥リサイクルパークへの井水の供給停止可能期間について、実施方針等への質問回答にて最低限の期間(半日程度)との回答といただいております。井水供給停止期間および道路横断部配管更新工事時の通行規制期間の最小化を目的として、新規配管を布設のうえ既存配管から新規配管への切替えを実施、切替え完了後は既存配管は撤去せずそのまま残す方法が現実的と考えます。この場合、既存配管を残すことは問題ありませんでしょうか。	本表No.5を参照してください。
18	要求水準書 第編 設計建設業務編	98	第2章	第9節	1.	8)				給水設備	水源井揚水設備建屋の地域は、上越市洪水ハザードマップによると「浸水深が0.5m未満の区域」に該当します。この設定は道路レベルを基準としたものと考えて宜しいでしょうか。また、建屋敷地は道路レベルよりかなり低くなっておりますが、過去に浸水の被害を受けたことがありますでしょうか。	本表No.5を参照してください。
19	要求水準書 第編 設計建設業務編	115	第2章	第11節	8.	1)	(3)			非常用電源設備	非常用発電機の燃料について灯油となっておりますが、非常用発電機は重油または軽油仕様が標準的で、灯油仕様は特殊仕様となります。消耗品手配やトラブル発生時の部品手配を容易にするため、非常用発電機の燃料を重油または軽油としていただけませんか。	非常用発電機の燃料は、灯油または軽油を使用することとします。
20	要求水準書 第編 設計建設業務編	134	第3章	第1節	2.	1)	(4)			土木建築工事特記事項	本施設に対して「地域住民に河川と反対側の安全は方向への避難を誘導するランドマーク」としての機能が求められています。上越市洪水ハザードマップより、対象河川は保倉川及び飯田川、緊急避難場所は北諏訪小学校を想定すればよろしいでしょうか。飯田川を対象河川とする場合は北諏訪小学校が飯田川沿いのため、河川と反対側との記載には合致しないものとなります。他の緊急避難場所を想定する必要があるでしょうか。その他、避難計画について市側で想定されている事項で本施設計画に反映しておくべく項目があればご教示願います。	当該項目は、必ずしも緊急避難場所への誘導を求めたものではなく、特定の方向への誘導を求めるものでもありません。また、特定の別の緊急避難場所を想定する必要はありません。浸水等の災害時において、周辺地域住民が避難を行う際に、避難する方向を判断するためのランドマークとしての機能の確立を図ってください。当該文章中の「河川と反対側の」という部分は削除いたします。第2回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧を確認してください。
21	要求水準書 第編 設計建設業務編	137	第3章	第1節	3.	2)	(1)			導入動線計画	第2クリーンセンターの灰搬出車、各薬品搬入車両の通行頻度についてご教示願います。	灰搬出車は一日4回(2往復)程度、各薬品搬入車両は、最大で月17回、平均で月8回程度です。
22	要求水準書 第編 設計建設業務編	154	第3章	第2節	3.	(4)				見学・学習機能計画	見学・学習機能計画は、シンプルでわかりやすい見学者動線とするため、ワンフロアに集約配置したいと考えています。その場合、要求水準書の「エレベーターでの上下移動」は見学者ルートにおいて不要となります。炉室全体を上から俯瞰的に見学する機能は、炉室を見渡す映像を見学者ホールなどに大きく映し出すことができる提案としてもよろしいでしょうか。	当該項目は必ずしもエレベーターでの上下移動や俯瞰的に見学できることを要求するものではなく、文中の内容は「工場全体がわかりやすい見学ルート」の例として挙げています。また、当該文中にもある「動いているものが見られる、実物が見られるなど、迫力のある魅力的な見学ルート」も実現できる内容を提案ください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3章	第2節	4.	2)	(4)(5)					
23	要求水準書 第編 設計建設業務編	157	第3章	第2節	4.	2)	(4)(5)			構造計画	炉体鉄骨や復水器支持架台鉄骨等は保有水平耐力計算を行うことと記載がありますが、炉体鉄骨や復水器支持架台鉄骨以外に想定されているものがあればご教示願います。	炉体鉄骨及び復水器支持架台鉄骨は、対象とします。その他については、提案によるものとします。
24	要求水準書 第編 設計建設業務編	169	第3章	第4節	9.					配管工事	汚水管（2階以上の便所）につきましても、汚水管（1階便所）と同様に、硬質塩化ビニール管（防火区画貫通部は、耐火二層管）を配管材質の選定候補と考えてもよろしいでしょうか。	あくまで参考仕様として提示しておりますので、変更は可能ですが、機能性、維持管理性、耐久性等を総合的に判断して適切な仕様を選定してください。
25	要求水準書 第編 設計建設業務編	172	第3章	第5節	4.	5)				避雷設備工事	新JIS「JIS A4201-2003」採用の場合、「保護レベル」をご教示願います。	保護レベルは、要求水準書p17「(2)実施設計にあたって参考とする図書 建築設備計画基準」に従い、受注者が検討した結果を基に設定してください。
26	要求水準書 第編 設計建設業務編	173	第4章	第1節	1.	4)				仮設施設の維持管理	仮設施設の維持管理は、市と協議のうえ、事業者が行うとありますが、ここで言う事業者とは、建設事業者または運営事業者のどちらでも構わないとの理解でよろしいですか。	建設事業者が行ってください。
27	要求水準書 第編 設計建設業務編	178	第4章	第2節	1.	1)				解体工事	工事着工以降（既存管理棟、渡り廊下解体後以降）、第2クリーンセンターへの見学者の受入はないものと考えて宜しいでしょうか。	工事着工以降（既存管理棟、渡り廊下解体後以降）、第2クリーンセンターでの見学者の受入は、工場棟中央制御室のみで実施するものとします。（出入は工場棟玄関を使用するものとします。） なお、見学者としては小学生の団体のバスでの利用も想定されますが、駐車場は近傍の汚泥リサイクルセンターを使用することも可能であるため、大型バスへの対応は不要であるものとします。
28	要求水準書 第編 運営・維持管理業務編	2	第1章	第1節	3.					運営事業者の業務範囲	本事業の維持管理業務に関連して、本事業の管理範囲には、業務実施区域内に存在する全ての施設、設備、構造物及び植栽等が含まれております。本工事における解体工事に含まれない（すなわち現状のままSPCに管理を引き渡される）設備、構造物、植栽等の今までの維持管理内容を受託者へ開示いただけますでしょうか。	本事業の運営・維持管理業務の範囲は、「要求水準書第編 設計・建設業務編 p2 第1章 第1節 2.4）」及び要求水準書添付資料-1「事業実施区域関連資料」の 運営・維持管理区域（約24,210㎡・薄青色塗）を参照してください。なお、この区域内のこれまでの維持管理については、植栽管理が想定されますが、こちらについては、要求水準書添付資料-23「植栽管理資料」をご確認ください。また、この運営・維持管理区域以外にある管理物件として、揚水施設がありますが、こちらについては、本表No.5を参照してください。
29	要求水準書 第編 運営・維持管理業務編	2	第1章	第1節	3.					運営事業者の業務範囲	水源井用水設備等の運営業務における維持管理内容につきまして、第一回入札説明書等に関する質問と回答 134にて当該設備の維持管理は事業者の業務範囲との確認がなされたところですが、既設設備の維持管理内容について具体的な項目、内容及びリスク分担の所掌等についてのお考えをお示しください。以下の考え方でよろしいでしょうか。 1 事業者の所掌 1) 建設工事にて新たに設置した設備（機器、配管及び電気・計装設備）の点検・修理・補修による事業期間内の維持管理 2) 1)を除く既存の設備の点検・修理・補修による現状復旧 3) 既存建屋の補修による現状復旧 4) 事業者が行う点検等の業務に必要な範囲での敷地内の清掃、除草、除雪 5) 事業者が行う業務に伴う市殿が行うべき関係機関への届出等への協力 6) 設備の運転管理上異常が発生した場合の市殿への協力 2. 市殿の所掌 1) 設備の運転管理（水質管理、異常発生時の対応含む） 2) 既存設備の更新による現状復旧及び仕様、能力等の変更を伴う改善工事の費用負担 3) 既存建屋の更新 4) 土地の維持管理に必要な経費の負担 5) 自然災害等事業者の責に帰さない事由により発生した被害の復旧、第三者への損害賠償 6) 事業者が行う維持管理業務に伴う給水停止等に対する協力	本表No.5を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
30	要求水準書 第 編 運営・ 維持管理業務編	7	第1 章	第3節	14.					既存クリーンセン ター解体工事等へ の協力	S P C が既設第2工場の解体工事への協力を行うことになるもの と考えますが、解体工事後の敷地の用途や管理はどのようにお 考えでしょうか。	検討中であり、現段階では、解体工事後の敷地の用途や管理方 法の予定をお示しすることはできません。
31	要求水準書 第 編 運営・ 維持管理業務編	12	第3 章	第2節	6)					受付計量業務	参考までに、1日あたりの最大現金徴収実績金額をご教示くだ さい。	1日あたりの最大現金徴収実績金額は、約150,000円です。
32	要求水準書 第 編 運営・ 維持管理業務編	13	第3 章	第3節	3)					搬入管理	現状の展開検査の実施頻度についてご教示願います。	定期展開検査としては年2回実施しています。また、必要に応 じ、随時検査を実施しています。平成24年度の実施回数は次の とおりです。 定期検査：2回 随時検査：4回
33	要求水準書 第 編 運営・ 維持管理業務編	14	第3 章	第9節	2)					処理生成物の搬出	「処理生成物の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については 市と協議して決定すること」とありますので、処理生成物の搬 出頻度等について事業者提案としてもよろしいでしょうか。	事業者提案については参考とします。実際の搬入にあたっては 受入先との協議が必要であることから、市と協議のうえ決定す ることになります。
34	要求水準書 第 編 運営・ 維持管理業務編	20	第5 章	第2節	表5-1					測定管理マニユ アル	運営管理業務期間中の測定項目の測定頻度が、法令よりもかな り多く設定されていますが、どのような意図で測定頻度を増や されているのか、ご教示願います。	上越市は施設の所有者として適切なモニタリングを行えるよう に、項目に応じて法令以上の頻度を設定しております。なお、 測定項目について一部修正がありますので、修正箇所について は第2回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧を確認し てください。
35	要求水準書 添 付資料-7 燃や せないごみ破碎 残渣の搬出実績									燃やせないごみ破 砕残渣の搬出実績	本施設で処理を行う予定である「燃やせないごみ破碎残渣」 は、重量登録車両で検認書を発行することで考えてよろしいで しょうか。	本施設で処理を行う「燃やせないごみ破碎残渣」は、重量登録 車両で検認書を発行することを予定しています。
36	要求水準書添付 資料-8										ご提示いただいたごみの低位発熱量が、平成23年度をピークに 低下傾向となっておりますが、収集形態が変わる等、原因とし て思い当たる点がございましたらご教示願います。	ご指摘の原因は不明です。
37	要求水準書 添 付資料-12 近年 3か年の燃やせ るごみ(可燃性 粗大ごみ)の処 理量実績									近年3か年の燃や せるごみ(可燃性 粗大ごみ)の処理 量実績	重量登録車、未登録者のうち廃棄物処理手数料処理対象の車両 の台数を教示願います。また、手数料処理する車両 現金・処理 券、検認書、納付書、減額免除の4種類の内訳を教示願います。	可燃性粗大ごみ搬入車に対する重量登録者及び未登録者の区分 は、データとしてとりまとめておりません。既存クリーンセン ターに搬入する全車両に対する重量登録者及び未登録者の区分 は、「要求水準書添付資料-10 搬入車両台数実績」を参照して ください。なお、この資料のうち 家庭・収集は市が委託する 収集を、 家庭・持込は一般家庭からの直接搬入を、 その 他・持込は事業系廃棄物の直接搬入を、 許可は許可業者の搬 入台数(件数)を表しています。
38	要求水準書添付 資料-18									上越市第2クリー ンセンター合併浄 化槽配置図・仕様書	既存貯水池の南側に設置されている第2クリーンセンターの浄化 槽の使用期間についてご教示願います。	新施設供用開始までの間、使用するものとし、詳細について は、別途協議とします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
39	要求水準書添付資料-31									セミトレーラーのコンテナ仕様	セミトレーラー及びフルトレーラーアームロール車は、既設工場と同様、搬出時に連結した状態でごみ計量機で計量する必要はない、と考えてよろしいでしょうか。	既存施設では搬出に際し既存計量機を使用した計量は実施していません。本事業における搬出時の計量は、搬出物の重量把握が目的であり、その運用方法は規定しませんが、一般搬入車両の風袋計量等に影響を与えない計画としてください。
40	提出図書の作成要領	8	第3	1.						ページ番号体裁	『それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。[該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数]』とありますが、様式5-1~11 基礎審査に関する提出書類は内容物の種類も多く、通し番号では分かり辛いため、1-1-2-1-などの様に、章・節・項ごとに枝番を取る形式としてよろしいでしょうか。	「該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数」は必ず付けてください。なお、ご提案のように枝番を付したページ番号を併せて付すことも認めます。
41	様式集5-3									作成要領	様式5-3の内容については、ご指定の様式枠に馴染まないものが含まれると考えますが、「提出書類の作成要領 第3 記載要領」に記載される内容が遵守されていることを前提に、様式枠については自由書式としてもよろしいでしょうか。	様式5-3については、様式枠を外して構いません。なお、「提出書類の作成要領 p8 第3 記載事項」を遵守してください。
42	様式集5-3		3)	(9)						その他必要な図面	その他必要な図面として、ご要求される資料はありますでしょうか。(第1回入札説明書等に関する質問と回答のNO.199にて、説明補完するための資料を認めないと回答いただいているため、例えばストーカ組立図等を提出した場合に説明を補完していると解釈されてしまう懸念があるため、何を求めているか確認したい)	その他必要な図面として様式3-2 で要求した「配置・動線計画(工事中の配置・動線計画を含む)」を要求します。第2回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧を参照してください。
43	様式集6-4										炉と建築隙間において、メンテナンス空間が確保された配置について提案することとありますが、炉と建築隙間を上下の荷揚げルートに使用できるか確認したいとのご意向と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の用途に限定する物ではありません。メンテナンスが十分に行える空間及び動線を確保してください。メンテナンスの具体的な方法は応募者の提案に委ねます。
44	様式集6-4										各機器周り、各機器上部のメンテナンス空間が確保された配置について提案することとありますが、具体的に示すべき機器があればご教示願います。	各機器周り、各機器上部については、メンテナンスが十分に行える空間及び動線を確保してください。メンテナンスの具体的な方法は応募者の提案に委ねます。
45	様式集6-20 3 (1) 7									提案売電電力量	(1)年間売電電力量は高質ごみ、基準ごみ、低質ごみの3パターンを提示するという点でよろしいでしょうか。 (2)年間売電電力量の評価は、発生頻度が最も高い基準ごみ時で行われると考えてよろしいでしょうか。	提案売電電力量の算出における計画ごみ質の設定については、低質ごみから高質ごみの範囲内で各ごみ質の出現率等も含め、応募者の提案を求めています。様式6-20 と入札説明書添付資料-2「モニタリング及び対価の減額について」を参照してください。
46	様式集6-20									提案売電電力量	提案売電電力量の条件となるごみ質は計画ごみ質とすることとありますが、計画ごみ質とは低質ごみ～高質ごみの範囲との認識でよろしいでしょうか。	本表No.45を参照してください。
47	様式集6-20									売電収入向上に向けた提案	提案売電電力量について、ごみ質設定をどのように考えればよいのか、また提案売電電力量と実際のごみ処理による実売電電力量の評価をどのように考えておられるのか、ご教示願います。	本表No.45を参照してください。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
48	様式集 6-20 3 (1) 7			売電収入向上に向けた提案	評価のポイントに対するご意向の確認として、売電収入を向上させるための入札方式の採用や特定の電気事業者からの見積評価などの方法、手段に対する提案に対して、評価するとの理解でよろしいでしょうか。 または、具体的な単価や売却先を提示することによって定量的に評価をされるとの理解でよろしいでしょうか。 施設運用は、H29年10月からであり、提出時点での単価提示は非常に高いリスクを伴うため、参考価格としかならない電力事業の背景があります。	市は再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した売却を予定していますが、市がこれより売電収入の向上を目指そうとした場合に、現時点で他にどのような選択肢があるのか、その提案内容の具体性を評価します。
49	様式集6-20			売電収入向上に向けた提案	「第1回入札説明書等に関する質問と回答」 174にて「ご指摘の項目についても評価の対象とします。」とご回答いただいております。 単価を記載する場合、担保できない将来の単価をご提案する可能性もありますので、単価の絶対額での評価ではなく、その根拠等を含め総合的に評価いただくものと理解してよろしいで	本表No.48を参照してください。
50	様式集6-22			地元企業への発注	「第1回入札説明書等に関する質問と回答」 199に「補完説明するための資料の添付を認めません。」とございますが、本様式の表中に関心表明書「有」とした場合でも、関心表明書は添付する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	様式集6-22には関心表明書を添付してください。
51	様式集 6-22 5 (1) 7			地元企業への発注	上越市内の地元企業（市内に本店等を有する企業のほかに、営業所等を有する企業）から上越市内の地元企業へ発注する金額について、当該金額が既に地元企業への発注額に含まれている場合には、当該金額を地元企業への発注額に含めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	様式集6-22			地元企業への発注	地元企業への発注額の算出方法について、以下のケースについて適用可否をご教示願います。 【建設工事】 ・元請となる建設請負事業者がJVの場合で、JV所在地を上越市内にした場合でも、地元企業（営業所がある企業も含む）のみを地元発注額として算出する。（地元企業活用が重要である観点から、元請であっても下請であっても地元企業であることに変わりがないことを確認するものです） 【建設・運営共通】 ・一次下請が地元企業でなくとも二次下請以降が地元企業の場合、二次下請以降への発注額を地元発注額として算出する。 ・上位の企業が地元企業であった場合、それ以降の下請への発注額は地元発注額として算出しません。	ご提示のケースのいずれも、ご理解のとおりです。
53	様式集6-24				市が行う情報公開等への協力とありますが、具体的にどのような情報公開をお考えなのかご教示願います。	環境保全啓発情報等を予定しています。
54	様式集 7			Excel形式ファイル	10月4日付質問ご回答で、ご修正済みのExcel形式ファイルの公表がありませんでしたので、ご提供をお願いします。	ご指摘のExcel形式ファイルを公表します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
55	様式集 7-1									事業費	注記 5の「事業期間を通じて平均した費用」とは、御市にお支払い頂く運営固定費委託料を初年度を除く20年間の各事業年度を平準化することのことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業期間を通じて市が事業者により毎月平準化して支払うことを前提としています。
56	様式集 7-1									事業費	様式7-1は施設整備費と運営業務委託費(御市が支払う委託料)を記載する様式と理解します。よって、運営固定費、運営変動費も、それぞれ御市が支払う委託料と理解します。様式7-12(1)の表中では収入(委託料)に一致させるものと考えます。一方、様式7-3は同じ用語を使用していますが、事業者が発生する費用をまとめた表であり、収入(委託料)には一致しません。様式7-1は委託料を記載する様式であり、様式7-3は事業者としての費用を記載する様式であることを確認させてください。	前段：ご理解のとおりです。 後段：様式7-1から様式7-3までが市が事業者により支払う設計・建設業務費及び運営・維持管理業務費を記載する様式です。様式7-1の内訳として、平準化した金額を記入してください。また、様式7-4から様式7-11は事業者の費用を記載する様式であり、それぞれの様式の総計値を様式7-3で該当する費目の合計値と一致させてください。
57	様式集	様式 7-1 7-2								事業費	本様式に記載する消費税は5%で計算するものと理解してよろしいでしょうか。	消費税の記載欄を削除します。第2回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧を参照してください。
58	様式集 7-3									運営業務委託費	御市からお支払い頂く委託料は、様式7-4から7-11までの各項目内訳で求める費用をもとに税金などの費用を考慮して様式7-12で求めるものと思慮します。よって本様式では、事業者の営業費用としての記載であり、事業期間を通じて平均した費用とすることは困難です。また、様式7-1との整合は他様式と合わせた総計額の整合が合えばよいとの理解でよろしいでしょうか。	本表No.56を参照してください。
59	上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業に係る環境影響評価準備書 要約書	1-21 ~ 22	第1章	1-3-6	(6)	5)				搬入計画	要約書に記載のとおり、ごみ収集・運搬に用いる運搬経路について搬入時ルートは東側、西側とし、退出時は東側のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	基本協定書	3	第5条	第1項	(8)					運営事業者	法令により会計監査人の設置を求められない場合、会計監査人を設置するのではなく、会計監査人に必要な資格を有する者の監査報告を任意に提出するという対応を認めていただけないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
61	基本協定書	4	第10条	第3項	(4)					秘密保持義務	運営事業者に対しても事前の書面による承諾なしに、秘密情報を開示できるようにご修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
62	基本協定書	5	第10条	第3項	(5) (6)					秘密保持義務	市が秘密情報を議会に開示する場合または運営事業者以外の事業者に開示する場合、秘密情報の機密性を維持するために何らかの手段を講じていただけるのでしょうか。 また、開示されることにより競争上の地位を害されるおそれのある情報については事前に当事者の承諾を得ていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	対象となる個別の情報の性格及び開示の目的に照らして、必要な範囲で一定の配慮を行います。具体的な情報開示が発生する際に別途協議させていただきます。
63	基本協定書	7	別紙	第6項							「本事業に関して知り得たすべての情報」とは「本事業に関して知り得た市の全ての秘密情報」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	基本契約書	2	第10条							異常事態に関する責任	建設事業者は、運営事業者と連帯して責任を負うこととされていますが、建設工事請負契約と運営業務委託契約は別契約であり、請負者も異なることから、建設工事請負契約において責任があるものについては、建設工事請負契約に基づき建設事業者に対して責任を追及していただくのが基本と考えます。なお、建設工事の瑕疵に関する事由で、建設請負者が修補や損害に対応している場合は、運営事業者に減額措置等が重複して課せられることはないかと理解してよろしいでしょうか。	連帯責任については、原案の通りです。建設事業者と運営事業者との責任分担は、当事者間内部の問題として協議されるものと理解しております。 また、運営業務委託契約第41条第5項及び第42条第1項にあり、建設事業者において修補の対応をしていただいた場合でも、減額事由が生じていれば、減額が行われます。
65	基本契約書	3	第14条	第3項	(5) (6)					秘密保持義務	市が秘密情報を議会に開示する場合または運営事業者以外の事業者に開示する場合、秘密情報の機密性を維持するために何らかの手段を講じていただけるのでしょうか。 また、開示されることにより競争上の地位を害されるおそれのある情報については事前に当事者の承諾を得ていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本表No.62を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
66	基本契約書	3	第15条							談合その他不正行為による解除	「基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したときは」とありますが、「本事業に関して基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したときは」という理解でよろしいでしょうか。	(1)号ないし(5)号については、ご理解のとおりです。
67	建設工事請負契約書	10	第31条	第3項						著作権の利用等	第1回回答書No.219では、秘密情報については第34条の規定に従って処理することですが、同条第1項には「本契約に特に定める場合を除き」と規定されています。No.219の回答の趣旨としては、秘密情報の開示にあたっては事前に承諾を得ていただけという理解でよろしいでしょうか。	建設請負契約第34条記載のとおりです。原則として、秘密情報は相手方の事前承諾なく開示できませんが、同条第3項に基づき事前の承諾なく開示される場合があります。
68	建設工事請負契約書	11	第34条	第3項	(5) (6)					秘密保持義務及び個人情報の取扱い	市が秘密情報を議会に開示する場合または運営事業者以外の第三者に開示する場合、秘密情報の機密性を維持するために何らかの手段を講じていただけるのでしょうか。また、開示されることにより競争上の地位を害されるおそれのある情報については事前に当事者の承諾を得ただけとの理解でよろしいでしょうか。	本表No.62を参照してください。
69	建設工事請負契約書	12	第36条	第5項						実施設計の手順	乙の責によらない変更又は追加の場合、当該変更又は追加のために要した費用については、甲により負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	「工事工程に変更を及ぼさない限りで」とあるとおり、工事工程に変更を及ぼさないような小規模の変更・追加が想定されていますので、費用は負担しません。その変更・追加が事業提案書の変更や要求水準書の変更に及ぶ場合には、第36条第3項や第37条に従って甲が負担することがあります。
70	建設工事請負契約書	12	第36条	第9項						実施設計の手順	「前項の規定により」を冒頭に追加願います。	「前項の規定により」を追記します。
71	建設工事請負契約書(案)	18	第6章	第56条	3					仮設施設の解体	仮設施設の解体を建設工事完了予定日までに完了させるということは、第55条で規定する引渡し前に市が本施設の一部(新しく建設する管理棟及び計量棟等)の使用を開始するという理解でよろしいでしょうか。	「本施設」は新しく建設される上越市新クリーンセンター(仮称)のみを指します。したがって、仮設施設の解体工事とは全く別個に、建設工事請負契約第54条に基づく本施設の引渡しが行われます。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
72	建設工事請負契約書	19	第60条	第4項						保証期間中の乙の性能保証責任	保証期間については、修補を行った箇所のみが延長されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	建設工事請負契約書	20	第64条	第1項						第三者に及ぼした損害	不可抗力により生じた第三者の損害については甲が負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力により生じた第三者の損害の負担者は、法令の適用により賠償義務を負う者が負担します。
74	建設工事請負契約書	24	第72条	第1項	(10)					甲の解除	「本事業に関して基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したとき」という理解でよろしいでしょうか。	(1)号ないし(5)号については、ご理解の通りです。
75	建設工事請負契約書	25	第75条	第1項						解除に伴う措置	乙の責に帰さない事由による契約解除の場合において、甲が出来高の引渡しを受けない場合、出来高に応じた契約金額および施設の撤去費用は第74条第2項の規定により甲から賠償していただけるものと理解しております。	第73条又は第74条に基づく解除の場合には、第73条第2項又は第74条第2項の規定に従って甲が乙の損害を賠償します。
76	運営業務委託契約書(案)	1	第1章	第7条	1、2					契約保証金	本契約締結と同時に契約保証を求めることになっており、その際の保証金額は運営保証対象額以上となっています。運営保証対象額とは、基本契約書の別紙1の定義集に「運営業務委託費の一会計年度における総額の100分の10に相当する金額をいう」となっています。契約締結時には運営業務は開始されていないので、運営保証対象額は、運営業務が開始される平成29年度の運営業務委託費の総額の100分の10との認識でよろしいでしょうか。	当初の運営保証対象額は、ご理解のとおりですが、運営業務委託費の変動に応じ、運営保証対象額の変動があり得ます。
77	運営業務委託契約書(案)	4	第2章	第1節	第18条	1				保険	労働者災害補償保険とは、労働者災害補償保険法に基づく政府管掌の労災保険のことよろしいですか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
78	運営業務委託契約書	10	第41条	第5項						費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本施設の瑕疵による場合、乙の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、運営固定費の減額を行う旨規定されていますが、建設事業者が負担すべき責任を乙に負担させることは、乙に過度な負担を求める規定であると思料します。なお、建設工事の瑕疵に関する事由で、建設請負者が修補や損害に対応している場合は、運営事業者に減額措置等が重複して課せられることはないという理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約第41条第5項及び第42条第1項にあるとおり、建設事業者において修補の対応をいただいた場合でも、減額事由が生じていれば、減額が行われます。
79	運営業務委託契約書	11	第42条	第2項						運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	本施設の瑕疵による場合であっても、乙が甲に対して損害を賠償する旨規定されていますが、乙に帰責事由がないにもかかわらず、損害賠償責任を負うことは、乙に過度な負担を求める規定であると思料します。なお、建設工事の瑕疵に関する事由で、建設請負者が修補や損害に対応している場合は、運営事業者に減額措置等が重複して課せられることはないという理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約第41条第5項及び第42条第1項にあるとおり、建設事業者において修補の対応をいただいた場合でも、減額事由が生じていれば、減額が行われます。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
80	運営業務委託契約書	12	第46条	第3項						ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	「当該第三者の責めに帰すべき事由により」とありますが、この事によりどのような影響を及ぼすか不明であるため「乙の責めに帰すべき事由によらずして」としていただきたくお願いします。	運営業務委託契約書（案）のとおりとします。なお、第46条第3項は、当該第三者の責めに帰すべき事由がなかった場合に、直ちに乙が責任を負うと定めているわけではありません。
81	運営業務委託契約書	14	第53条	第9項						法令変更	協議が整わない場合に甲が一方的に契約を解除できるのは不平等な規定であると思いますので「又は第6項若しくは前項の協議が協議開始の日から60日以内に整わないとき」を削除願います。	運営業務委託契約書（案）のとおりとします。
82	運営業務委託契約書	15	第56条	第3項						損害賠償等	本条項における御市からのご請求は、その当該損害が入札説明書添付資料-2の減額措置と関連する場合に重複することはなく、減額措置で不足する範囲(金額等)でのご請求に限られるものと理解してよろしいでしょうか。	第56条第3項に記載のとおり、減額は損害賠償の範囲に影響しません。
83	運営業務委託契約書	18	第63条	第3項						著作権の利用等	秘密情報については第67条の規定に従って処理することですが、同条第1項には「本契約に特に定める場合を除き」と規定されています。第1回質問回答書No.264の趣旨としては、秘密情報の開示にあたっては事前に承諾を得ていただけるという理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約第67条記載のとおりです。原則として、秘密情報は相手方の事前承諾なく開示できませんが、同条第3項に基づき事前の承諾なく開示される場合があります。
84	運営業務委託契約書	19	第64条	第5項						著作権の利用等	「甲の裁量により」とありますが、本委託契約の規定に従った取り扱いがなされるという理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約が有効に存続する限り、同契約に反する取扱いはなされません。
85	運営業務委託契約書	19	第66条	第2項						著作権の侵害防止	本条項で、甲の指示による場合で乙が当該成果物又は本施設にかかる著作権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担して頂けるものと理解します。	運営業務委託契約書（案）のとおりとします。なお、成果物及び本施設について、甲が特定の著作物の使用を指示することはありません。
86	運営業務委託契約書	20	第67条	第3項	(5) (6)					秘密保持義務	市が秘密情報を議会に開示する場合または運営事業者以外の第三者に開示する場合、秘密情報の機密性を維持するために何らかの手段を講じていただけるのでしょうか。また、開示されることにより競争上の地位を害されるおそれのある情報については事前に当事者の承諾を得ていただけるという理解でよろしいでしょうか。	本表No.62を参照してください。
87	運営業務委託契約書	20	第70条	第2項						乙の権利義務の譲渡	甲の事前の承諾を得た場合には発行可能としていただきたくお願いします。（第3項との整合性をご検討願います。）	甲の事前の承諾を得た場合であれば発行を妨げられるものではありません。
88	運営業務委託契約書	22	別紙1							保険の詳細	保険証書の写しを本委託契約に添付とありますが、保険を付保するのは運営期間であるため、添付することはできないと考えます。	別紙1は、保険加入後に保険証書の写しを添付することを求めているものです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
89	第1回入札説明書等に関する質問と回答	NO.7 4								破砕機稼働時間	破砕機の稼働時間について、「ピーク時に市の了解を得たうえで8:00～20:00の間で5h以上に延長できるものとする」と回答をいただいておりますが、破砕機能力は4t/h以上を確保したときでも夜間運転を禁止とする意図についてご教示ください。	要求水準書のとおりとします。周辺環境への騒音・振動負荷低減、また、労働災害の発生確率の極小化に配慮した意図があります。
90	実施方針等に対する質問・意見への回答	NO.6 5								試運転	試運転期間150日には単体機器調整および空運転も含まれるとのことですが、本回答は現時点でも有効でしょうか。	試運転期間150日には単体機器調整および空運転も含まれます。ご指摘の箇所を修正します。